

土庄町国土強靱化地域計画

土庄町

令和2年7月 策定

令和7年3月 改訂

目 次

I	国土強靱化とは	1
II	国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け	1
III	計画の基本的な考え方	
1	基本的な方針	2
2	計画の基本目標	2
3	計画期間	3
IV	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	評価の枠組み及び手順	4
3	評価結果のポイント	6
V	土庄町の国土強靱化の推進方針	
1	土庄町国土強靱化に向けた施策の分野	7
2	施策分野ごとの土庄町国土強靱化の推進方針	7
VI	計画の推進と不断の見直し	
1	計画の推進	29
2	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	29
3	施策分野ごとの推進方針に基づく取組又は事業の整理	30
4	計画の不断の見直し	30
5	本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール	30
添付資料 1	プログラムごとの推進方針	31
添付資料 2	プログラムごとの脆弱性評価結果	62

I 国土強靱化とは

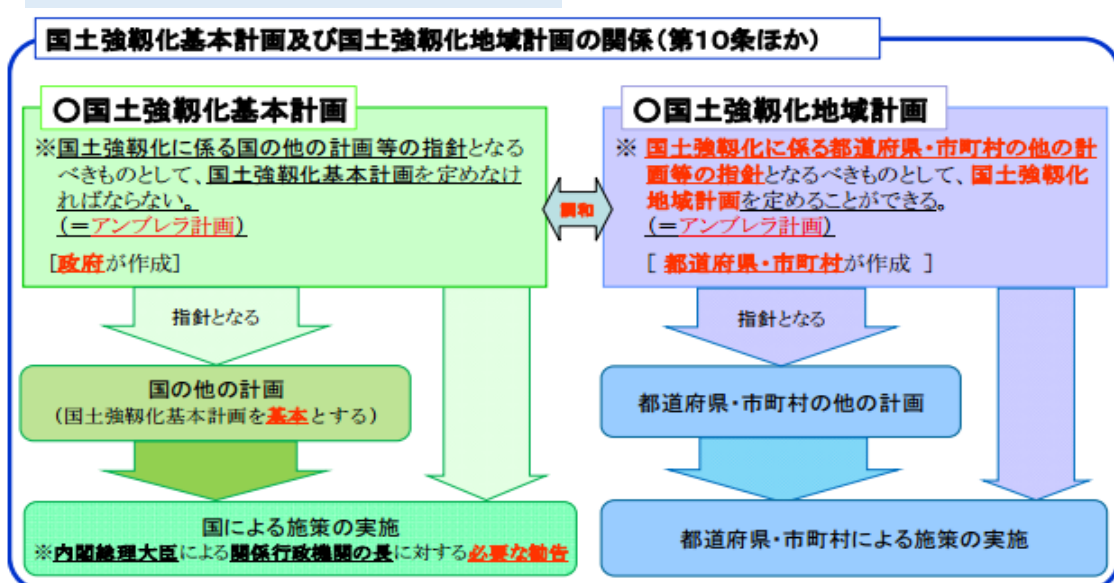
大地震や大規模な風水害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しではなく、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、私たちの国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築することが国土強靱化につながる。

II 国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「法」という。）」第13条の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして令和2年7月に土庄町国土強靱化地域計画を策定した。この計画は、法14条の規定により、国が定める国土強靱化基本計画との調和が求められるところ、平成30年12月に国土強靱化基本計画が見直されたこと、及び令和元年東日本台風などの近年の大規模災害における課題、新型コロナウイルス感染症など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、大規模災害対策のより一層の充実・強化を図るため、今般、見直しを行うものである。

国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であることから、行政のみならず、町民及び、民間事業者、NPOなど（以下「事業者」という。）が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むこととする。

[参考]国土強靱化に関する計画の体系



この計画は、国土強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の上位計画であり、国土強靱化地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要がある。

また、町の総合計画等との関係においても、国土強靱化地域計画との整合性を図ることとする。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

国土強靱化地域計画の策定に当たり、まず、計画策定の対象範囲としての最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、関係部局を横断的に、これらの要因の対応に向けた取り組みを総合的に推進する。

その策定に際しては、①国の基本計画及び県の地域計画との調和がとれたものであること②それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度を踏まえ、施策の重点化を図りながら策定すること③国土強靱化地域計画の対象となる区域は、町全域を基本とするが、関係する他の地方公共団体や、必要に応じ国等の機関とも十分に連携・協力しながら策定する。

2 計画の基本目標

国の基本計画における基本目標を踏まえ、「町民の生命を守る」、「町と地域社会の重要な機能を維持する」、「町民の財産と公共施設の被害を最小化する」、「迅速な復旧・復興を行う」ことを基本目標とする。

① 町民の生命を守る

起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災発生、大規模津波による死傷者の発生、風水害による死傷者の発生、情報伝達不足による避難行動の遅れでの死者数の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図る必要がある。

② 町と地域社会の重要な機能を維持する

大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下を防ぐ必要があり、生活・経済活動には必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保することや、行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける必要がある。

③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する

家屋等の転倒・住宅等の火災や浸水をはじめ、経済活動への重大な影響を避ける必要がある。また、公共施設は避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう耐震化を進める必要がある。

④ 迅速な復旧・復興を行う

ため池、ダムや防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、地盤沈下による長期間の浸水被害の発生などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける必要がある。

3 計画期間

本計画は、県地域計画と調和を図る必要があることから、県地域計画の見直しに合わせた計画期間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、土庄町の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば町の健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、本計画の策定を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

本計画の取り組みにおいては、大規模自然災害発生時等、非常時のための施策に加え、非常時を想定しつつ、平時の施策についても見直しを行う必要があることから、脆弱性評価は施策分野ごとに行うものとする（法第 17 条第 4 項）。

また、達成すべき目標を設定し、その妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じるとされる「起きてはならない最悪の事態」を設定する（法第 17 条第 3 項）。

評価にあたっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに（法第 17 条第 3 項）、施策の進捗を把握するため、できる限り定量的に実施する。

2 評価の枠組み及び手順

次の枠組み及び手順により想定するリスクに対する「脆弱性評価」を行った。

（１）想定するリスク

町民生活・町民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに海難事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本町においては以下の 2 点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施した。

① 南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

南海トラフにおける今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70%～80% 程度であり、大規模な地震・津波が発生すれば町内の広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

② 大規模な風水害

想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害や土砂災害が発生すれば、町内の広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

（２）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（法第 17 条第 4 項）、国土強靱化基本計画に基づき、個別施策分野として、行政機能／警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、情報通信、産業、交通・物流、農林水産、町土保全、環境、土地利用の 11 分野とするとともに、横断的分野として、地域防災力の強化、老朽化対策、新技術対策、広域連携の 4 分野とした。

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うことされており、国土強靱化基本計画を参考とし、町の特性を考慮し8つの「事前に備えるべき目標」及び34の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
① 町民の生命を守る ② 町と地域社会の重要な機能を維持する ③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3 ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 農地・森林等の被害による町土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(4) 評価の実施手順

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

個別施策ごとの課題分析に当たっては、現在の進捗状況の把握や今後の進捗管理を行う上で、達成度のイメージがしやすい指標をできるだけ多く設定し、脆弱性評価の参考となるよう、現況数値を重要業績指標として選定した。

3 評価結果のポイント

脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

町及び県における防災・減災等に資する施策は、一定進捗している状況にあるが、**近年**、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、発生確率が高まる南海トラフ地震を踏まえ、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを考慮する必要がある。その中で、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、例えば、洪水被害の軽減に向けた河川改修などのハード整備とハザードマップの活用支援などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が機能停止した場合、その影響は甚大であり、例えば、電力供給確保に向けた送電線の2回線化などのバックアップ体制の整備や、香川県防災情報システムの運用による、災害時の情報伝達手段の多様化等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 他市町との連携が必要

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じた。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、本町のみならず四国全体で甚大な被害が想定されるため、早期に復旧・復興できるように、四国内外の他市町と連携して、相互の応援・受援体制の確保を図る必要がある。

(4) 関係機関、町民等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、本町だけでなく、国、県、町民、事業者など多岐にわたる。本町以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、行政における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、デジタル技術の積極的な利活用などによる徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

V 土庄町の国土強靱化の推進方針

1 土庄町国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の11の個別施策分野と4の横断的分野とする。

(個別施策分野)

㊤行政機能／警察・消防等、㊦住宅・都市、㊧保健医療・福祉、㊨エネルギー、㊩情報通信、㊪産業、㊫交通・物流、㊬農林水産、㊭町土保全、㊮環境、㊯土地利用

(横断的分野)

㊰地域防災力の強化、㊱老朽化対策、㊲新技術対策、㊳広域連携

2 施策分野ごとの土庄町国土強靱化の推進方針

推進方針の策定に当たり、施策を推進するための資源は限られることから、効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、本町が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、計画に盛り込むべき本町の特徴、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、1で設定した15の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの15の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。また、各分野における施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、町民、事業者、行政の3区分により明確にしている。

(1) 行政機能／警察・消防等（記号：㉓）

（行政機能）

＜施設等の耐震化の促進等＞

㉓-1 発災時において応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

㉓-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】

＜業務継続体制の確保＞

㉓-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）の充実を図る。【行政】

＜訓練環境の充実強化等＞

㉓-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

㉓-5 地域の特性等を考慮し、町、県、警察、消防、ライフライン事業者などが参加する総合防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、町民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【町民・事業者・行政】

＜防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備＞

㉓-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】

㉓-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

㉓-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速

に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】

⑨-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

⑨-10 大規模な被災により町が災害対応能力を喪失等した場合において、迅速かつ適切な支援を受けることができるよう、受援体制について検討する。【行政】

<孤立可能性集落等への対応>

⑨-11 自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、町内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の集落外への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、孤立可能性集落等における防災機能や共助体制の強化を図る。【町民・事業者・行政】

<地域の人材の確保体制の強化>

⑨-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【町民・事業者・行政】

⑨-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

<その他の災害対応業務体制の強化>

⑨-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】

⑨-15 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】

(警察・消防等)

＜施設等の耐震化の促進等＞

- ㊤-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】
- ㊤-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】
- ㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】

＜警察、消防等における体制整備＞

- ㊤-19 大規模な災害の発生に備え、町内における活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-21 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【町民・事業者・行政】
- ㊤-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- ㊤-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- ㊤-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【町民・事業者・行政】
- ㊤-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】
- ㊤-13 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

＜孤立可能性集落等への対応＞

㉑-26 孤立可能性集落等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】

＜治安の維持のための体制整備＞

㉑-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

（２）住宅・都市（記号：㉑）

＜公共施設等の耐震性の確保＞

㉑-1 発災時において応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞

㉑-1 学校、公民館、社会福祉施設、こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】

㉑-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

㉑-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民・事業者・行政】

＜不特定多数の利用者が利用する施設等における対応＞

㉑-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】

㉑-5 学校、保育所、こども園その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

㉑-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【町民・行政】

＜避難等の体制の整備＞

- ⑥-7 津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、町民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、町民にあらかじめ十分周知する。【町民・事業者・行政】
- ⑥-8 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を発令する具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】
- ⑥-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【町民・行政】
- ⑥-10 指定された避難対象地区の町民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【町民・事業者・行政】
- ⑥-11 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民・事業者・行政】
- ⑥-12 町民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、沿道の危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【町民・行政】
- ⑥-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】
- ⑥-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、町民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】
- ⑥-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】
- ⑥-16 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【行政】
- ⑥-17 「南海トラフ臨時情報」に関する周知啓発を行うとともに、防災対応の計画

策定を促進する。【事業者・行政】

＜市街地等における火災対策＞

⑥-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民・事業者・行政】

⑥-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民・事業者・行政】

⑥-20 市街地における火災の危険を防除するため、不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民・行政】

⑥-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】

⑥-22 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努めるほか、感震ブレーカーの設置推進のための啓発を行うとともに、電力事業者と連携し、通電再開前の広報や漏電の確認を行うなどにより、通電火災の防止に努める。【町民・事業者・行政】

＜雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備＞

⑥-23 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、町民への普及・啓発を図る。【町民・事業者・行政】

⑥-24 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【町民・事業者・行政】

⑥-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】

⑥-26 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】

⑥-27 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備をはじめとする各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の

活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】

⑥-28 発災時においてもエネルギー供給を確保するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】

⑥-29 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【事業者・行政】

＜食料・飲料水等の調達等の確保体制＞

⑥-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民・事業者・行政】

⑥-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

⑥-32 食料や飲料水等について、孤立が想定される集落など地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
【事業者・行政】

＜帰宅困難者対策＞

⑥-33 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【町民・事業者・行政】

⑥-34 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う【事業者・行政】

⑥-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】

⑥-36 コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。【事業者・行政】

⑥-37 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

⑥-38 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

＜自主防災組織の活動体制の強化＞

⑥-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【町民】

⑥-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【町民・事業者・行政】

⑥-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

⑥-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民との自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】

＜長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策＞

⑥-42 国において、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等の検討が行われており、今後、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【事業者・行政】

⑥-43 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】

（３）保健医療・福祉（記号：㉔）

＜医療救護体制の強化＞

㉔-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】

㉔-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめ体制の整備を図る。【事業者・行政】

㉔-3 大規模な災害の発生に備え、広域医療搬送訓練や広域のDMAT実動訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】

㉔-4 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保

を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

㉔-5 災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

㉔-13 災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-6 医師会が組織する災害派遣チーム（JMA T）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

㉔-7 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム（DHEET）が、被災各地区の保健医療ニーズに応じて、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を図る。【事業者・行政】

㉔-8 避難所における高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の福祉の向上等を図ることを目的とした災害派遣福祉チーム（DWA T）が避難所・救護所等において、円滑に活動できるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

㉔-9 災害派遣精神医療チーム（DPAT）が避難所・救護所等において、円滑に活動できるよう、災害時における精神医療体制の構築を図る。【事業者・行政】

㉔-10 臨床診察において、特に初心患者の背景（病歴、治療歴等）を速やかに把握し、災害医療においても、よりの確な診療に繋げることができるレセプト情報を活用する診療支援システム（K-MIX R BASIC）などのシステムで構成される、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る。【事業者・行政】

＜孤立可能性集落等への対応＞

㉔-11 災害の発生に備え、孤立可能性集落等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

＜災害拠点病院の施設・設備の充実等＞

㉔-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

- ㉔-13 病院等を含めた公共施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】

＜社会福祉施設等における体制整備＞

- ㉔-14 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】
- ㉔-15 社会福祉施設等において、災害時における町、県、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【町民・事業者・行政】

＜感染症等の発生・まん延における対策＞

- ㉔-16 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、町内において、対応が困難な場合は、国、県による技術的援助又は近隣自治体等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㉔-17 避難所等のマスク、消毒液やパーテーション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】
- ㉔-18 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】
- ㉔-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】＜再掲＞

（４）エネルギー（記号：㉔）

＜再生可能エネルギーの導入促進＞

- ㉔-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「家庭用蓄電池設置への補助」、「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【町民・事業者・行政】

＜危険物等関係施設の防災対策＞

- ㉔-2 危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織

等の設置や自主点検の実施などを図るため指導を行うとともに、事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【事業者・行政】

＜災害に備えた燃料等の確保体制の整備＞

㊦-3 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】

㊦-4 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】

㊦-5 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】

㊦-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-15 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】＜再掲＞

㊦-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

（５）情報通信（記号：㊦）

＜行政における情報伝達体制の強化＞

㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【町民・行政】

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線の

デジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】

- ㊦-4 災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。【行政】

＜事業者を含む情報伝達体制の整備＞

- ㊦-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】
- ㊦-6 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】
- ㊦-7 ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など難聴・災害対策を推進するよう努める。【事業者】

（６）産業（記号：㊦）

＜業務継続体制の確保＞

- ㊦-1 商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-2 事業者が、地域の具体的な被害想定情報を共有し、事業継続の取組を行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。【事業者・行政】

＜サプライチェーンの途絶を防ぐ対策＞

- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防、港湾施設や漁港施設等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

（７）交通・物流（記号：㊧）

＜物資の供給・輸送体制の強化＞

- ㊧-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】

㊤-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

㊤-3 二次（地域）物資拠点となる公共施設や、広域物資拠点支援施設となる民間物流施設等が利用できない場合等に備え、当該施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】

㊤-4 「プッシュ型支援」においては、町の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、受援計画・受援マニュアル等を作成するなど体制整備を図る。【事業者・行政】

㊤-5 大規模な災害の発生に備え、迅速な航路啓開の体制を確立し、各港湾を拠点とした緊急物資輸送や緊急避難、エネルギー輸送など、離島における防災体制の整備を図る。【行政】

㊤-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように、国、県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】

㊤-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

＜道路ネットワークの強化＞

㊤-7 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、公道の新設や拡幅など道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

㊤-8 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

＜道路施設の防災対策＞

㊤-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】

㊤-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設等の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な更新工事の

実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】

㊄-11 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】

㊄-12 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】

㊄-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

＜港湾施設及び漁港施設の防災対策＞

㊄-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

＜フェリーの活用＞

㊄-14 島内フェリー航路の維持を図るとともに、事業者と連携を強化することにより、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保を図る。【事業者・行政】

＜孤立可能性集落等における道路施設等の防災対策＞

㊄-15 孤立可能性集落等において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

（８）農林水産（記号：㊄）

＜ため池の防災対策＞

㊄-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や指定緊急避難場所等、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、町民の避難体制を確立する。【町民・事業者・行政】

㊄-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】

㊄-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】

㊄-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

＜農業施設の整備や地域資源の保全管理＞

⑥-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【町民・事業者・行政】

⑥-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【町民・事業者・行政】

⑥-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。【事業者、行政】

⑥-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】

＜漁港施設の整備＞

⑥-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを随時行うとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

⑥-10 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【行政】

⑥-11 漁港管理者や漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定の促進を図る。【事業者・行政】

＜森林整備・保全対策＞

⑥-12 森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民・行政】

⑥-13 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林・林道等の整備・保全活動を推進する。【町民・行政】

⑥-14 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【町民・行政】

(9) 町土保全（記号：①）

<河川・海岸堤防等の整備>

- ①-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】
- ①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等による整備を行う。【行政】
- ①-3 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

<津波等からの円滑な避難を確保するための対策>

- ①-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの作成を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、町民への周知に努める。【町民・行政】
- ①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、町民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【町民・行政】
- ①-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、町民に周知する。【町民・行政】
- ①-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民・行政】
- ①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】
- ①-9 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【行政】
- ①-10 ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川の地域住民に対し、防災行政無線等により周知を図る。【町民・行政】
- ①-11 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【行政】

<河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策>

- ①-12 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、市街地、森林などにおいて流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。【行政】

＜土砂災害や山地災害への対応＞

①-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を町民に周知し、町民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い、町民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】

①-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の町民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【町民・行政】

①-15 土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民・行政】

①-16 土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。また、既存の砂防ダムにおける老朽化対策（改築・改修）を進めるとともに、適切な維持を図るための修繕や土砂の浚渫等を実施する。【行政】

①-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。
【行政】

①-18 地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】

①-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】

(10) 環境（記号：①）

＜廃棄物処理対策＞

①-1 有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】

①-2 災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。【事業者・行政】

①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】

- ㉑-4 災害時大量に排出される災害廃棄物等について、新たな最終処分場の建設を行うことで、処理能力を維持するとともに、災害時の受入れ容量を確保する上でも、産業廃棄物の減容、選別を行う中間処理施設の整備を検討する。【行政】

<津波等による漂流物の対策>

- ㉑-5 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】
- ㉑-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国、県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】<再掲>

<有害物質の漏洩による環境汚染等の対策>

- ㉑-6 有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取り扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

<浄化槽に係る転換促進>

- ㉑-7 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

<空き家の対策>

- ㉑-8 老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るとともに、空き家の有効活用も推進するなど空き家の適正管理に努める。【町民・行政】

(11) 土地利用（記号：㊦）

- ㊦-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のため、地籍調査事業の成果である地籍図等の運用管理に努める。【町民・行政】
- ㊦-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、事前復興計画策定に向けた取り組みを検討しつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【町民・行政】

(横断的分野の推進方針)

(1) 地域防災力の強化（記号：㉒）

- ㉒-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【町民】<再掲>
- ㉒-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必

要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

①-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、本町のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【町民・事業者・行政】

⑥-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

⑥-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【町民・行政】＜再掲＞

⑥-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

①-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民・行政】＜再掲＞

①-15 土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民・行政】＜再掲＞

⑥-11 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

⑥-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

⑥-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、町民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

（２）老朽化対策（記号：㊦）

㊦-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設等の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な更新工事を

実施するよう努める。【行政】＜再掲＞

- ①-1 河川や海岸堤防等について、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。

【行政】＜再掲＞

- ㊄-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

- ㊄-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを随時行うとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

- ㊄-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

- ㊄-26 持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】＜再掲＞

- ㊄-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

- ㊄-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。

【行政】＜再掲＞

- ㊄-7 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】＜再掲＞

（３）新技術対策（記号：㊄）

- ㊄-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】

- ㊄-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、ＡＩやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】

（４）広域連携（記号：㊄）

- ㊄-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的

な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-8 大規模な災害等において他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。

【行政】＜再掲＞

㉔-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町から円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㉔-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞

㉔-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】＜再掲＞

㉔-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-3 大規模な災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての役割も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域のDMAT実動訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-16 感染症等の発生・まん延を防ぐため、町内において、対応が困難な場合は、国、県による技術的援助又は近隣自治体等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-5 大規模な災害の発生に備え、迅速な航路啓開の体制を確立し、各港湾を拠点とした緊急物資輸送や緊急避難、エネルギー輸送など、離島における防災体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㉔-14 島内フェリー航路の維持を図るとともに、事業者と連携を強化することにより、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

3 その他

消防防災施設や警察施設の整備、道路や港湾などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域

防災計画などの定めるところにより、その充実・強化を図る。

VI 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

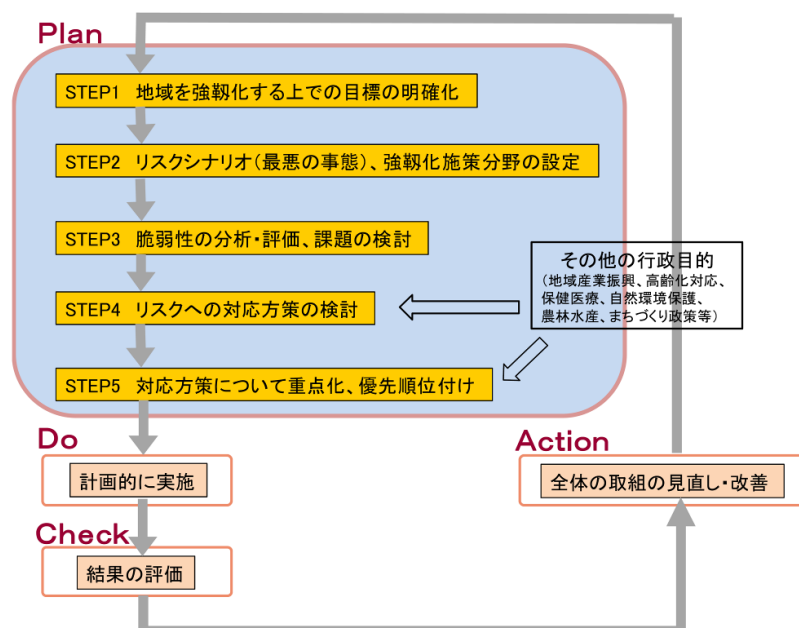
計画の推進は、庁内において総合的・横断的に実施することが望ましく、一つの所管課等の中で実施することは難しい。このため、全庁横断的な体制のもと、町民、事業者、県、他自治体や国等と連携しながら、計画を推進していく。

また、施策を推進するための資源は限られることから、効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、本町が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、5つの基本目標に対する効果や効率性、計画に盛り込むべき本件の特徴、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、また国の基本計画との一体性等を考慮する。

2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、重点化する施策プログラムについては、次項に示すとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、Plan（施策の再重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるP D C Aサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。また、その他の施策についても、関連事業の実施状況等を把握する中で同様にP D C Aサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

なお、P D C Aサイクルを効率的にフィードバックさせるためには、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、重点化した施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。



3 施策分野ごとの推進方針に基づく取組又は事業の整理

本計画の施策分野ごとの推進方針に基づき、国土強靱化関連補助金・交付金を活用して実施する取組又は事業については、別途、付表により整理する。

4 計画の不断の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

特に、本町は、離島という特殊な地理条件にあることから、今後、本計画の見直しを行う際には、隣接する小豆島町との積極的な連携を図り、小豆島全体における広域的なリスク事象を視野に入れ、情勢の変化を考慮し、見直しを行う必要がある。

さらに、本計画は国土強靱化基本計画及び県の地域計画との調和が必要であり、本計画の中で国の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、国、県と十分に連携・協力しながら、本計画の策定・見直しを行うものとする。

5 本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画の推進方針等を踏まえると、本計画は、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じである。



※推進方針ごとに付した番号は、下記に示す本文中の施策分野ごとの各推進方針との対応を明らかにするため、記載している。

(個別施策分野)

㊤行政機能／警察・消防等、㊦住宅・都市、㊨保健医療・福祉、㊩エネルギー、
㊪情報通信、㊫産業、㊬交通・物流、㊭農林水産、㊮町土保全、㊯環境、㊰土地利用

(横断的分野)

㊱地域防災力の強化、㊲老朽化対策、㊳新技術対策、㊴広域連携

1. 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ

1-1：住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

㊤-1 発災時において応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保を図る。【行政】

㊤-1 学校、公民館、社会福祉施設、こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】

㊤-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

㊤-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民・事業者・行政】

㊤-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】

㊤-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設等の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な更新工事の実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルート確保を図る。【行政】

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】

㊤-1 交通施設等について、耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】

㊤-42 国において、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等の検討が行われており、今後、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【事業者・行政】

㊤-43 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】

- ㊤-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】
- ㊤-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】
- ㊤-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】
- ㊤-5 学校、保育所、こども園その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊤-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民との自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】

1-2：密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ㊤-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-20 市街地における火災の危険を防除するため、不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民・行政】
- ㊤-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
- ㊤-21 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【町民・事業者・行政】
- ㊤-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- ㊤-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- ㊤-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主

防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民・事業者・行政】

⑩-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民・事業者・行政】

⑩-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】

⑩-5 学校、保育所、こども園その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-22 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努めるほか、感震ブレーカーの設置推進のための啓発を行うとともに、電力事業者と連携し、通電再開前の広報や漏電の確認を行うなどにより、通電火災の防止に努める。【町民・事業者・行政】

⑩-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民との自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】

1-3：広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

⑪-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】

㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で

伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。

【町民・行政】

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】

㊦-2 危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを行うため指導を行うとともに、事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【事業者・行政】

㊦-7 津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、町民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、町民にあらかじめ十分周知する。【町民・事業者・行政】

㊦-8 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を発令する具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】

㊦-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【町民・行政】

㊦-10 指定された避難対象地区の町民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【町民・事業者・行政】

㊦-12 町民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、沿道の危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【町民・行政】

㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの作成を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、町民への周知に努める。【町民・行政】

㊦-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】

㊦-11 自主的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、町内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の集落外への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、孤立可能性集落等における防災機能や共助体制の強化を図る。【町民・事業者・行政】

㊦-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整

備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

①-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】

①-3 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

①-9 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【行政】

①-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討する。【行政】

①-17 「南海トラフ臨時情報」に関する周知啓発を行うとともに、防災対応の計画策定を促進する。
【事業者・行政】

①-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民との自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

1-4：突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等による整備を行う。【行政】

①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、町民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【町民・行政】

①-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、町民に周知する。【町民、行政】

①-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

①-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の勝代により、避難所収容者数情報等について、町民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】＜再掲＞

①-10 ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川の地域住民に対し、防災行政無線等により周知を図る。【町民・行政】

①-11 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【行政】

①-12 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、市街地、森林などにおいて流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。【行政】

1-5：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- ㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ①-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を町民に周知し、町民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、町民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- ①-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の町民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【町民・行政】
- ①-15 土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民・行政】
- ①-16 土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。また、既存の砂防ダムにおける老朽化対策（改築・改修）を進めるとともに、適切な維持を図るための修繕や土砂の浚渫等を実施する。【行政】
- ①-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】
- ①-18 地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】
- ①-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】
- ⑩-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や指定緊急避難場所等、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、町民の避難体制を確立する。【町民・事業者・行政】
- ⑩-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】
- ⑩-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断

を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】

⑨-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

⑨-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

⑨-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

⑨-14 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民・行政】

⑨-12 森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民・行政】

⑨-11 森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民・行政】

⑨-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【町民・事業者・行政】

⑨-13 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林・林道等の整備・保全活動を推進する。【町民・行政】

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ㊦-7 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、公道の新設や拡幅など道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】
- ㊦-4 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】
- ㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】
- ㊦-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】
- ㊦-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊦-1 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】
- ㊦-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】
- ㊦-23 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、町民への普及・啓発を図る。【町民・事業者・行政】
- ㊦-24 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【町民・事業者・行政】
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-4 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】
- ㊦-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民・事業者・行政】
- ㊦-3 二次（地域）物資拠点となる公共施設や、広域物資拠点支援施設となる民間物流施設等が利用できない場合等に備え、当該施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】
- ㊦-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、

物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

㊄-4 「プッシュ型支援」においては、町の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、受援計画・受援マニュアル等を作成するなど体制整備を図る。【事業者・行政】

㊄-29 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【事業者・行政】

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

㊄-11 自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、町内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の集落外への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、孤立可能性集落等における防災機能や共助体制の強化を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊄-26 孤立可能性集落等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。
【行政】

㊄-11 災害の発生に備え、孤立可能性集落等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

㊄-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊄-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊄-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊄-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊄-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞

㊄-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤

防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時ににおける背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

㊦-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。

【行政】

㊦-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。

【行政】

㊦-16 土石流危険渓流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。また、既存の砂防ダムにおける老朽化対策（改築・改修）を進めるとともに、適切な維持を図るための修繕や土砂の浚渫等を実施する。【行政】＜再掲＞

㊦-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-18 地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-8 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

㊦-12 町民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、沿道の危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【町民・行政】＜再掲＞

㊦-32 食料や飲料水等について、孤立が想定される集落など地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

㊦-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】

㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-4 災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。【行政】
- ㊦-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたＢＣＰ（業務継続計画）の充実を図る。【行政】

２－３：警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- ㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-19 大規模な災害の発生に備え、町内における活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
- ㊦-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】
- ㊦-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】
- ㊦-26 孤立可能性集落等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。

【行政】＜再掲＞

- ㊦-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめ体制の整備を図る。【事業者・行政】
- ㊦-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【町民】
- ㊦-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【町民・事業者・行政】
- ㊦-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-15 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】
- ㊦-5 地域の特性等を考慮し、町、県、警察、消防、ライフライン事業者などが参加する総合防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、町民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【町民・事業者・行政】
- ㊦-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等について、耐震化を進めるとともに、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】
- ㊦-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

2-4：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- ㊦-33 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【町民・事業者・行政】
- ㊦-34 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う。【事業者・行政】
- ㊦-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時

的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-36 コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-37 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

㊦-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊦-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）の充実を図る。【行政】＜再掲＞

2-5：医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-3 大規模な災害の発生に備え、広域医療搬送訓練や広域のDMAT実動訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】

㊦-10 臨床診察において、特に初心患者の背景（病歴、治療歴等）を速やかに把握し、災害医療においても、よりの確な診療に繋げることができるレセプト情報を活用する診療支援システム（K-MIX R BASIC）などのシステムで構成される、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る。【事業者・行政】

㊦-11 災害の発生に備え、孤立可能性集落等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

㊦-7 災害の発生に備え、孤立可能性集落等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害対応特殊救急自動車の整備、港湾施設及び漁港施設の整備・耐震化、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の整備・拡充など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間

で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-13 病院等を含めた公共施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】

㊤-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

㊤-14 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

㊤-15 社会福祉施設等において、災害時における町、県、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【町民・事業者・行政】

㊤-5 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。【事業者・行政】

㊤-6 医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

㊤-13 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】

①-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】

㊤-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。

【行政】

- ⑥-29 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【事業者・行政】

2-6：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ③-16 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、町内において、対応が困難な場合は、国、県による技術的援助又は近隣自治体等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】
- ③-17 避難所等のマスク、消毒液やパーテーション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】
- ③-18 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】
- ⑥-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ③-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ③-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ③-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ③-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

2-7：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ③-4 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-16 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【行政】

- ⑥-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民との自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-32 食料や飲料水等について、孤立が想定される集落など地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞
- ◎-5 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ◎-6 医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ◎-7 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム（DHEET）が、被災各地区の保健医療ニーズに応じて、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ◎-8 避難所における高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の福祉の向上等を図ることを目的とした災害派遣福祉チーム（DWAT）が避難所・救護所等において、円滑に活動できるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】
- ◎-9 災害派遣精神医療チーム（DPAT）が避難所・救護所等において、円滑に活動できるよう、災害時における精神医療体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ⑥-25 応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-23 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-24 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 : 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ㊦-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】
- ㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】＜再掲＞
- ㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

3-2 : 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ㊦-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）の充実を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、四国をはじめとして、本州等の他市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国をはじめとして、本州等の他市町等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-6 南海トラフ地震等に備え、町内の被災状況や他地域からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、公共施設の整備を行い、防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-10 大規模な被災により町が災害対応能力を喪失等した場合において、迅速かつ適切な支援を受けられることができるよう、受援体制について検討する。【行政】
- ㊦-1 発災時において応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 学校、公民館、社会福祉施設、こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

- ⑥-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】＜再掲＞
- ①-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ①-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞
- ④-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ①-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める【行政】＜再掲＞
- ①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等による整備を行う。【行政】＜再掲＞
- ①-16 土石流危険渓流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。また、既存の砂防ダムにおける老朽化対策（改築・改修）を進めるとともに、適切な維持を図るための修繕や土砂の浚渫等を実施する。【行政】＜再掲＞
- ①-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】＜再掲＞
- ①-18 地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】＜再掲＞
- ④-3 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1：防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】
- ㊦-27 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備をはじめとする設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の２回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】
- ㊦-28 発災時においてもエネルギー供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】
- ㊦-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞

4-2：テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態

- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。
【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-11 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整

備を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-6 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】

4-3：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】＜再掲＞

㊦-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-38 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-7 ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など難聴・災害対策を推進するよう努める。【事業者】

㊦-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化ほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】＜再掲＞

㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【町民・行政】＜再掲＞

㊦-11 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1：エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ㊦-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-5 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-3 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防、港湾施設や漁港施設等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-2 事業者が、地域の具体的な被害想定情報を共有し、事業継続の取組を行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。【事業者・行政】

5-2：漁港・港湾施設及び産業施設の損壊、火災、爆発等

- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防、港湾施設や漁港施設等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを随時行うとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-10 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。

【行政】＜再掲＞

⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

⑩-6 有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

5-3：食料等の安定供給の停滞

⑩-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】

⑩-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。【事業者・行政】

⑩-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【町民・事業者・行政】

⑩-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを随時行うとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

⑩-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防、港湾施設や漁港施設等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-11 漁港管理者や漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定の促進を図る。【事業者・行政】

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1：電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ⑥-27 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備をはじめとする各設備毎の耐震化対策や重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】＜再掲＞
- ⑥-28 発災時においてもエネルギー供給を確保するため、設備の災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】＜再掲＞
- ⑥-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「家庭用蓄電池設置への補助」、「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【町民・事業者・行政】
- ⑩-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路警戒作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める【事業者・行政】
- ⑨-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ⑨-7 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、公道の新設や拡幅など道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止

- ⑥-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-23 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、町民への普及・啓発を図る。【町民・事業者・行政】

6-3: 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ⑥-26 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
- ⑥-7 農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。【事業者、行政】＜再掲＞
- ⑥-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-7 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】
- ⑥-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】
- ⑥-4 災害時大量に排出される災害廃棄物等について、新たな最終処分場の建設を行うことで、処理能力を維持するとともに、災害時の受入れ容量を確保する上でも、産業廃棄物の減容、選別を行う中間処理施設の整備を検討する。【行政】

6-4: 陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ⑥-9 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うなど、道路機能の確保を図る。【行政】
- ⑥-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設等の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な更新工事の実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルート確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ⑥-11 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
- ⑥-12 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】
- ⑥-7 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、公道の新設や拡幅など道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-8 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑥-5 大規模な災害の発生に備え、迅速な航路啓開の体制を確立し、各港湾を拠点とした緊急物資輸

送や緊急避難、エネルギー輸送など、離島における防災体制の整備を図る。【行政】

㊄-13 港湾施設及び漁港施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊄-15 孤立可能性集落等において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

㊄-14 島内フェリー航路の維持を図るとともに、事業者と連携を強化することにより、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保を図る。【事業者・行政】

㊄-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞

6-5：防災インフラの長期間にわたる機能不全

㊄-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊄-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】＜再掲＞

㊄-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等による整備を行う。【行政】＜再掲＞

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1：地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめ体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【町民】＜再掲＞
- ㊦-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【町民・事業者・行政】
- ㊦-20 市街地における火災の危険を防除するため、不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民・行政】＜再掲＞
- ㊦-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞
- ㊦-25 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業

者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

- ⑥-22 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努めるほか、感震ブレーカーの設置推進のための啓発を行うとともに、電力事業者と連携し、通電再開前の広報や漏電の確認を行うなどにより、通電火災の防止に努める。【町民・事業者・行政】

7-2：沿道・沿岸の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- ⑨-17 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化のほか、小型無人機などの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ⑩-1 学校、公民館、社会福祉施設、こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等設備の維持向上にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【町民・行政】＜再掲＞
- ⑩-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-12 町民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、沿道の危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【町民・行政】＜再掲＞
- ⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

7-3: ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ⑩-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や指定緊急避難場所等、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、町民の避難体制を確立する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-3 地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】＜再掲＞
- ⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑪-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における後背地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ⑪-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等による整備を行う。【行政】＜再掲＞
- ⑪-9 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【町民・行政】＜再掲＞
- ⑫-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、町、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑬-14 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時においては代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【町民・行政】

7-4: 農地・森林等の被害による町土の荒廃

- ⑬-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、鳥獣害対策を含め、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【町民・事業者・行政】
- ⑭-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定

めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【町民・行政】＜再掲＞

⑩-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-14 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【町民・行政】＜再掲＞

⑩-13 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林・林道等の整備・保全活動を推進する。【町民・行政】＜再掲＞

⑩-12 森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民・行政】＜再掲＞

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ①-4 災害時大量に排出される災害廃棄物等について、新たな最終処分場の建設を行うことで、処理能力を維持するとともに、災害時の受入れ容量を確保する上でも、産業廃棄物の減容、選別を行う中間処理施設の整備を検討する。【行政】
- ①-5 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】
- ②-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように、国、県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】
- ①-1 有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】
- ①-2 災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。【事業者・行政】

8-2：地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ②-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【町民・事業者・行政】
- ②-13 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ②-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）の充実を図る。【行政】＜再掲＞
- ①-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【町民】
- ①-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【町民・事業者・行政】
- ①-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について

理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、本町のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【町民・事業者・行政】

8-3：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、町民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【町民・行政】

①-1 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

②-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

②-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のため、地籍調査事業の成果である地籍図等の運用管理に努める。【町民・行政】

②-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、事前復興計画策定に向けた取り組みを検討しつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【町民・行政】

8-4：貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失

②-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【町民・行政】

8-5：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

②-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

【町民・事業者・行政】＜再掲＞

②-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のため、地籍調査事業の成果である地籍図等の運用管理に努める。

【町民・行政】＜再掲＞

②-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、事前復興計画策定に向けた取り組みを検討しつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【町民・行政】＜再掲＞

【プログラムごとの脆弱性評価結果】

1. 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ

1-1: 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、住宅が 62.3% (H30)、防災拠点となる公共施設等が 88.6% (R6) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【町民、行政】
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【町民、事業者、行政】
- 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。【事業者、行政】
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 防災拠点となる主な公共施設等の耐震化率は、社会福祉施設(100%)、文教施設(100%)、公民館(85%)、庁舎(100%)、体育館(100%) (R6 現在) など、耐震化の推進を図っているが、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。また、吊り天井など非構造部材の落下防止対策等を推進する必要がある。【行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【町民・行政】

(重要業績指標)

○民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数

耐震診断 R6 : 13 件 ⇒ R11 : 15 件

耐震改修 R6 : 2 件 ⇒ R11 : 5 件

○防災拠点となる公共施設等の耐震化率 R6 : 88.6% ⇒ R11 : 100%

○家具類転倒防止対策促進事業による家具類転倒防止措置件数(延べ) R6 : 13 戸 ⇒ R11 : 30 戸

○地区防災計画の策定数

○土庄町消防団の団員数

1-2: 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。【町民・行政】
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。【行政】
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。【町民・事業者・行政】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な町民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信会合施策を推進する必要がある。【行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【町民・行政】＜再掲＞
- 住宅密集地については、災害による停電の後、通電が再開されたときに発生する通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置や、通電前の広報や漏電の確認などを行う体制を整備する必要がある。【町民・事業者・行政】

(重要業績指標)

1-3: 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 南海トラフ地震（最大クラス）等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による町民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する必要がある。【行政】
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば人口・機能が集積する沿岸地域において、ハード・ソフト対策等を総合した防護水準を検討する必要がある。【町民、行政】
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【町民、行政】
- 南海トラフ地震（最大クラス）の津波ハザードマップは作成・公表・全戸配布しているが、県と連携して最新の防災情報や避難所情報などを掲載したハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【行政】
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】

- 孤立可能性集落等では津波災害が発生した場合に速やかな対応が困難になるものと想定されるため、当該地域と連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。【町民・行政】
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【行政】
- 津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人一人が速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難することが基本であることを念頭に、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町民・事業者・行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【町民・行政】＜再掲＞
- 渋滞により避難が遅れる事態を回避するため、自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、徒歩や自転車での避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えていく必要がある。【町民・行政】
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、AIやビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の活用を推進する必要がある。【事業者・行政】

（重要業績指標）

- 最大クラスの津波ハザードマップの更新 R6 更新版 ⇒ R11 更新版（概ね5年に1度程度の更新）
- 自治会・自主防災組織等が参加する防災訓練の実施団体数
R6：54 団体（54 団体中） ⇒ R11：54 団体（54 団体中）

1－4：突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【町民、行政】
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。【事業者、行政】
- 県と連携して、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【行政】
- 近年の気候変動に伴い、頻発化・激甚化する風水害の課題を踏まえ、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、洪水ハザードマップや避難場所、避難経路などを分かりやすい地図情報として確認できる環境を整備し、町民の防災意識の向上を図る必要がある。【町民・行政】
- 低地帯の浸水被害や道路冠水の解消を図るため、既存都市下水ポンプ場及び都市下水路の老朽化対策や新設を実施し、施設の更新・長寿命化を行う必要がある。【行政】
- 都市下水区域での浸水被害の解消を図るため、都市下水路事業及び雨水公共下水道事業により浸水対策

を実施する必要がある。【行政】
（重要業績指標）
○想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップの作成 R6 作成 ⇒ R11 更新版（概ね 5 年に 1 度程度の更新）
○内水・高潮ハザードマップの作成 R6 作成 ⇒ R11 作成（概ね 5 年に 1 度程度の更新）
○ダム下流河川の浸水想定図・ハザードマップの作成 R6：未作成 ⇒ R11：作成
○公共下水道ポンプ場機械・電気設備整備箇所数 R6:2 箇所 ⇒ R11：3 箇所

1－5：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
○ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の自動起動機の整備等による町民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【行政】
○ 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【行政】
○ 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【町民、行政】
○ 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄、鳥獣被害等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【町民、行政】
○ 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【町民、行政】
（重要業績指標）
○土砂災害ハザードマップの更新 R6 更新版 ⇒ R11 更新版（概ね 5 年に 1 度程度の更新）
○防災重点ため池決壊に伴う浸水想定区域図の作成箇所 R6：22 箇所（100%）
○防災重点ため池ハザードマップの作成率 R6：14 箇所（人家に影響のあるため池は作成済み）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、国道をはじめとした複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、国道をはじめ県道、町道の拡幅など道路施設の整備を積極的に推進する必要がある。【行政】
- 多数の町民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】
- 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】
- 水道施設の耐震化率は 23.3%（R1）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【町民、事業者、行政】
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインに基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。【事業者、行政】
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、町、国、県、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 公的施設・避難所等における燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備等の導入を促進するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。【町民・事業者・行政】

（重要業績指標）

- 長寿命化計画に基づき橋梁の長寿命化対策を実施した橋梁数 R7：3 橋 ⇒ R11：7 橋
- 受援計画・受援マニュアルの作成 R6：未作成 ⇒ R11：作成

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

- 道路の防災、震災対策や防災機能強化港の耐震岸壁の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、孤立集落等では現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、取組を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【町民、行政】
- 高齢化率の高い孤立可能性集落であるへき地の多くは、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手

段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートの確保し避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。【町民、事業者、行政】

- 孤立可能性集落であるへき地の多くは、災害対処機能が十分に整備されていない場合も多く、また山に隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このため、当該地域との連携を緊密に行う必要がある。【町民、行政】
- 孤立可能性集落であるへき地の多くは、土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【町民、行政】
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化、小型無人機の導入、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取り組みを推進する必要がある。【町民、行政】
- 町や県（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 災害用備蓄物資の備蓄目標（飲料水（ℓ）） 3,240ℓ（R6：3,900ℓ）
- 災害用備蓄物資の備蓄目標（食料（食）） 3,240食（R6：3,885食）
- 業務継続計画（BCP）の更新 R6：一部更新 ⇒ R11：更新

2-3：警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【町民、事業者、行政】
- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【町民、事業者、行政】
- 消防庁舎の耐震化率は100.%(H28)であるが、地域における活動拠点としてさらなる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】
- 町及び県の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 消防団車両の更新 R11まで：1台（大鐸分団ポンプ車）
- 救急車の更新

○町有施設の自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置施設数 R6：30 施設 ⇒ R11：30 施設

２－４：想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。【行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】
- 町・県（警察・消防等）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 災害時における物資の供給等に関する協定締結数 R6：6 協定 ⇒ R11：10 協定
- 長寿命化計画に基づき橋梁の長寿命化対策を実施した橋梁数＜再掲＞ R7：3 橋 ⇒ R11：7 橋
- 業務継続計画（ＢＣＰ）の更新＜再掲＞ R6：一部更新 ⇒ R11：更新

２－５：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者、行政】
- 公的医療機関や第二次救急医療機関のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時に医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【行政】
- 災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。【事業者、行政】
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【事業者、行政】
- 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）については、全ての災害拠点病院に配置済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送や災害応急活動の遅延を解消する必要がある。【行政】
- 災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギーを供給できなくなるため、道路や港湾の防災、震災対策や地震・津波・

風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】

- エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路や港湾の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

- 小豆管内における病院及び広域救護病院の耐震化率＜再掲＞ R6：100%（3施設）
- 小豆管内の災害拠点病院におけるDMAT保有率 R6：100%（1施設）
- 小豆管内の社会福祉施設におけるDWA T組成数 R6：0班（0人） ⇒ R11：2班（10人）

2-6：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症が発生している中、避難所を開設する際には、感染症対策を講じるとともに、適切な連絡体制を構築する必要がある。【行政】
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。【事業者、行政】
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 目標値：100%

2-7：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 多数の町民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】＜再掲＞
- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルを作成するとともに、要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める必要がある。【行政】
- 自主防災組織等による地区防災計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じて、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【町民・事業者・行政】
- 避難所では、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品や非常用電源、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、町民には平時から食料や飲料水等の家庭備蓄及び非常用持出品の準備を進める必要がある。【町民・行政】
- 給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材を整備する必要がある。また、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 物資拠点から避難所まで円滑な物資輸送を実施する体制を構築する必要がある。【事業者・行政】
- 在宅や車中など避難所以外への避難者についても、状況把握や必要な支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る国・県との連携スキームの構築を推進する必要がある。【行政】
- 県災害対策本部内に設置される保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受け

たチームとの連携により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。【事業者・行政】

(重要業績指標)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 : 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【行政】
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。【行政】
- 災害発生時において、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 小豆警察署におけるBCP策定率 100% (H26)

3-2 : 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】
- 町においてBCPは策定済であるが(H29)、その見直しや実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【行政】
- 孤立可能性のある集落等が被災した場合、地域内の限られた人数での対応となることが想定されるため、職員の派遣計画を講ずる必要がある。【行政】
- 庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が進められているが、屋内の安全確保や機能確保についても着実に推進する必要がある。【行政】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率が88.6%(R6)であり、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【行政】
- 消防庁舎の耐震化率については100.0%(H28)であり、南海トラフ地震(最大クラス)のような大規模災害発生時には、警察、消防機能が十分機能するよう、さらなる耐震化を推進する必要がある。【行政】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【事業者、行政】
- 吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れている施設において、耐震対策の一

層の加速が必要である。【事業者、行政】

- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、町の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、ＢＣＰ等を踏まえ、庁舎等公共施設の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】
- 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や河川・海岸構造物の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策及び石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 業務継続計画（ＢＣＰ）の更新＜再掲＞ R6：一部更新 ⇒ R11：更新
- 防災拠点となる主な公共施設等の耐震化率＜再掲＞ R6：88.6% ⇒ R11：100%
- 防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等導入施設数 R6：14 施設 ⇒ R11：16 施設

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1：防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 固定電話や携帯電話は、震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や家屋の被災、通信設備の損壊等により、利用困難となることが想定されるため、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害対応が行えるよう、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【事業者、行政】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保や、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【事業者、行政】
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の向上を進める必要がある。【事業者・行政】

（重要業績指標）

- 防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等導入施設数＜再掲＞ R6：14 施設 ⇒ R11：16 施設

4-2：テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 町民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。【町民、事業者、行政】
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう通信衛星等の代替手段の整備やその基盤となるＬアラート（公共情報コモンズ）の迅速かつ確実な伝達を推進する必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 避難所等におけるポータブル蓄電池の整備数 R6：1 台 ⇒ R11：5 台

○家具類転倒防止対策促進事業による家具類転倒防止措置件数<再掲> R6:13戸 ⇒ R11:30戸

4-3:災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 町における防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の件老化・。高度化により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、防災情報システムを各種災害対応に活用するとともに、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【事業者・行政】
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【行政】
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、A I やビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の利活用を推進する必要がある。【事業者・行政】<再掲>

(重要業績指標)

- 全国瞬時警報システム(J-A L E R T) 自動起動装置の整備率 100% (R6)
- 災害時における多言語情報伝達訓練の実施
- 観光客避難誘導の周知会開催

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1: エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 商工会に加入する町内の企業・商店に対し、B C P 策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。【事業者、行政】
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【事業者】
- 事業者が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害想定情報を共有するためのハザードマップ等の普及・啓発を促進する必要がある。【事業者・行政】
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、過疎化の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要側の対策について支援を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- 耐震岸壁を有する港湾数<再掲> R7:1箇所 ⇒ R11:1箇所
- 津波・高潮対策など長寿命化対策が図られた漁港数 R6:3箇所 ⇒ R11:5箇所

○長寿命化計画に基づき橋梁の長寿命化対策を実施した橋梁数<再掲> R7 : 3 橋 ⇒ R11 : 7 橋

5-2 : 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 離島にとって最も重要な物流拠点である港湾施設の被災により、災害時に円滑な物流ができなくなるおそれがあるため、港湾施設の耐震化や津波対策、液状化対策及び護岸等の強化など、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。また、老朽化に伴う施設の機能不全を回避するため、施設の長寿命化対策を図る必要がある。【行政】
- 町内における陸上輸送が遮断された場合の海上輸送手段を確保する観点から、町内に点在する漁港施設の保全や機能強化を図る必要がある。【行政】
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模津波により石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、防止対策を推進する必要がある。【事業者】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き町と県が連携して対応する必要がある。【事業者、行政】

(重要業績指標)

○耐震岸壁を有する港湾数<再掲> R7 : 1 箇所 ⇒ R11 : 1 箇所

○津波・高潮対策など長寿命化対策が図られた漁港数<再掲> R6 : 3 箇所 ⇒ R11 : 5 箇所

5-3 : 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、町等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、町は事業者と協力して、物資搬送訓練等を行う必要がある。【事業者、行政】
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【町民、事業者、行政】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政】
- 漁港管理者や漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。【事業者・行政】

(重要業績指標)

- 災害時における物資の供給等に関する協定締結数<再掲> R6 : 6 協定 ⇒ R11 : 10 協定
- 耐震岸壁を有する港湾数<再掲> R7 : 1 箇所 ⇒ R11 : 1 箇所
- 津波・高潮対策など長寿命化対策が図られた漁港数<再掲> R6 : 3 箇所 ⇒ R11 : 5 箇所
- 長寿命化計画に基づき橋梁の長寿命化対策を実施した橋梁数<再掲> R7 : 3 橋 ⇒ R11 : 7 橋

6. ライフライン、燃料供給施設交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 : 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 主に震度6弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。【事業者】
- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【事業者、行政】
- エネルギー供給源の多様化のため、地域と共生した形で、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【事業者、行政】
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続きの改善等を検討する必要がある。【事業者・行政】<再掲>

(重要業績指標)

- 防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等導入施設数<再掲> R6 : 14 施設 ⇒ R11 : 16 施設
- 住宅への太陽光発電設備の設置件数 R6 : 111 件 ⇒ R11 : 160 件

6-2 : 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことから、現状でその耐震化率は上水で23.3%（R1）にとどまっている。その推進のためには、水道事業者等関係機関の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の未整備や燃料不足により供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【行政】
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【町民、事業者、行政】
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。【行政】

(重要業績指標)

6-3: 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 施設の被災により、処理が困難となる可能性があるが、県と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の未整備若しくは燃料不足により処理場の機能停止が想定される。さらに、被災時の施設の業務継続を図るためのBCP策定を促進していく必要がある。【行政】
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【行政】
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【町民、行政】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 污水处理施設及びごみ処理施設における非常用発電設備の整備率 R6: 0% ⇒ R11: 50%
- 新たな一般廃棄物最終処分場の整備率 R6: 20% ⇒ R11: 100%
- 中間処理施設の整備率 R6: 20% ⇒ R11: 100%

6-4: 陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【事業者、行政】
- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】
- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【事業者、行政】
- 町内の港湾において、関係機関との連携した港湾BCPの策定を促進することにより、大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できること等を行えるようにする必要がある。【行政】
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルートの代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 孤立集落では、陸路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。【町民、行政】
- 港湾機能について、フェリー航路を有する港湾が海上輸送上重要であることから、発災時にその機能が確保できるよう耐震化対策を着実に進める必要がある。また、その役割が果たせるよう、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。【事業者、行政】
- 大部分の輸送を海上ルートに頼らざるを得ない離島において、航路の維持確保は必要不可欠なことか

ら、施設の耐震化・機能強化を図る一方で、フェリー事業者との連携・協力体制を構築する必要がある。

【事業者、行政】

- 輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【町民、事業者、行政】

（重要業績指標）

- 耐震岸壁を有する港湾数<再掲> R7：1箇所 ⇒ R11：1箇所
- 津波・高潮対策など長寿命化対策が図られた漁港数<再掲> R6：3箇所 ⇒ R11：5箇所
- 長寿命化計画に基づき橋梁の長寿命化対策を実施した橋梁数<再掲> R7：3橋 ⇒ R11：7橋

6-5：防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する必要がある。【行政】<再掲>
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、捜査従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】<再掲>
- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。【町民、行政】<再掲>

（重要業績指標）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模な地震災害や風水害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。【町民、事業者、行政】
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。【行政】
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から住宅密集地の改善に向けて取り組む必要がある。【町民、行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】<再掲>
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備

等を進めていく必要がある。【事業者・業者】

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

【町民・行政】＜再掲＞

（重要業績指標）

- 消防団員の条例定数充足率 R6 : 89.6% (345 人/385 人) ⇒ R11 : 100%
- 自治会・自主防災組織等が参加する防災訓練の実施団体数＜再掲＞
R6 : 54 団体 (54 団体中) ⇒ R11 : 54 団体 (54 団体中)
- 消防団車両の更新＜再掲＞ R11 まで : 1 台 (大鐸分団ポンプ車)

7-2 : 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- 沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、町及び県が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【町民、行政】
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。【町民、行政】＜再掲＞
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞

（重要業績指標）

- 住宅の耐震化率 H30 : 62.3% ⇒ R11 : 80%
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜再掲＞ R6 : 88.6% ⇒ R11 : 100%
- 民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数＜再掲＞
耐震診断 R6 : 13 件 ⇒ R11 : 15 件
耐震改修 R6 : 2 件 ⇒ R11 : 5 件
- 民間危険ブロック塀等撤去支援事業助成件数 R6 : 8 件 ⇒ R11 : 10 件

（重要業績指標）

7-3 : ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【町民、事業者、行政】
- 大規模な地震に対するダムの耐震性能照査を行い、堤体やダム用ゲート設備等が損傷し、利水・治水の

面で機能不全となる恐れがあるダムについては、その照査結果に基づき渇水に対応した再開発も含めた対策の実施を行う必要がある。【行政】

○ 河川整備については、河川整備計画に基づき整備を行っているが、事業効果の早期発現のため、計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【行政】

○ 土砂災害防止対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、町・県・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【町民、行政】

○ 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木被害への対応強化を進める必要がある。【町民・事業者・行政】

（重要業績指標）

7-4：農地・森林等の荒廃による町土の荒廃

○ 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【町民、行政】

○ 森林については、森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【町民、行政】

○ 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【町民、行政】

（重要業績指標）

○土砂災害ハザードマップの更新<再掲> R6：更新 ⇒ R11：更新（概ね5年に1度程度の更新）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 地震道・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置き場の候補地の選定を促進する必要がある。【行政】
- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 町においては、災害廃棄物処理計画の策定は完了しており、今後は、計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政】
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報も踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 小豆地区災害廃棄物処理計画の策定率 R6：100%
- 新たな一般廃棄物最終処分場の整備率＜再掲＞ R6：20% ⇒ R11：100%
- 中間処理施設の整備率＜再掲＞ R6：20% ⇒ R11：100%

8-2：地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域の防災力を構築する必要がある。県と連携し、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有による地域の防災力を強化するための支援等の取組を充実する必要がある。【町民、行政】
- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取り組みは行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者・行政】
- 職員（警察/消防等含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 小豆警察署におけるBCP策定率＜再掲＞ H26：100%
- 自治会・自主防災組織等が参加する防災訓練の実施団体数＜再掲＞
R6：54団体（54団体中） ⇒ R11：54団体（54団体中）

8-3：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表に取り組んでいく。【行政】
- 地震に伴い広域的な地盤沈下が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政】
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の権利関係を明確にした地籍図の活用が不可欠であることから、地籍調査事業の成果である地籍図等の運用管理に努める必要がある。【町民、行政】

（重要業績指標）

- 公共下水道ポンプ場機械・電気設備整備箇所数 R6：2箇所 ⇒ R11：3箇所
- 洪水・内水・高潮ハザードマップの作成率＜再掲＞ R6 更新版 ⇒ R11 更新版（概ね5年に1度程度の更新）
- 地籍調査進捗率 R1：100%

8-4：貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。【町民・事業者・行政】
- 文化財の被害に備え、平時における文化遺産等の総合的な把握や文化財の救援活動を円滑に行うための準備が必要である。また、被災した文化財を修復する技術の伝承が必要である。【町民・事業者・行政】
- 文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。【事業者・行政】

（重要業績指標）

8-5：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の権利関係を明確にした地籍図の活用が不可欠であることから、地籍調査事業の成果である地籍図等の運用管理に努める必要がある。【町民、行政】＜再掲＞
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者】
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を検討する必要がある。

（重要業績指標）

- 地籍調査進捗率 R1：100%